

□論文□

昭和初期における新聞報道の一側面

—満州某重大事件と検閲問題—

横 島 公 司

- 1 問題の所在
- 2 言論統制と新聞メディア
 - 1) 準拠法規と運用
 - 2) 検閲基準
 - 3) 記事差止
 - 4) 当該期における検閲の実情
- 3 張作霖爆殺事件における報道と検閲の実情
 - 1) 事件を巡る新聞報道
 - 2) 野党の「暴露戦術」と記事差止命令
 - 3) 張作霖爆殺事件と満州某重大事件
- 4 おわりに

1 問題の所在

本稿⁽¹⁾は、1928（昭和3）年6月4日に勃発した「張作霖爆殺事件」における報道過程と検閲の影響について分析するものである。この事件は、当時中国東三省の支配者であった張作霖が奉天に撤退中、その座乗する特別列車が奉天城からほど近い皇姑屯の満鉄線と京奉線のクロス地点において爆発するという事件である。この事件は、現在では関東軍高級参謀、河本大作大佐の仕組んだ謀略事件であったことはすでに明らかにされている。この事件の処理によって昭和天皇の怒りをこうむった時の田中義一政友会内閣は総辞職するに到り、また一方で、この事件は当時国民には「満州某重大事件」とのみ伝えられ、一切事件の真相を知らされることは

なかったとされている。

この事件の重要性を巡る過程には、従来研究の立場により異なる評価が与えられてきた。これまでの先行研究では、田中義一政友会内閣と昭和天皇との関係といった、国内における政治問題や政治機構の解釈において、豊富な一次史料をもとに詳細な分析がされている⁽²⁾。しかし一方で、事件を巡る一連の新聞報道と言論統制との関連については軽視されてきた。例えば、島田俊彦氏は「新聞は、同時に事件が日本の陰謀であることをにおわせていた」と記す一方、その根拠については言及していない⁽³⁾。

また、少なからざる数の優れた張作霖爆殺事件研究もまた、事件と新聞報道との関係を巡っては全く検討を加えていないか、たとえ触れていても、検閲当局による言論統制の結果として、「当時の新聞は『満州某重大事件』としか書けなかった」⁽⁴⁾といった認識に大半がとどまっており、当局の規制のため、新聞は事件について報道することが出来なかつたという認識の枠内で叙述することで充分としているのである。つまり、この事件と新聞報道との関係については、あくまで検閲等による言論統制の結果としての既存の文脈で解釈し、評価しているのである。

先行研究のこのような動向には、当該期における重要史料が政治・外交関係において数多く存在し、かつ発見されてきたことが逆に関係していた。この事件について論じるにおいては、これまで天皇と田中内閣の関係といった政治史

的観点が重要視されるあまり、当時の新聞報道の実態とその動向といった観点にはさして問題関心が払われていなかつたために、当然向けられるべき疑問が見落とされてきたものと言わざるをえない。

また史料においても、検閲問題に関しては、「張作霖爆殺事件勃発後、日本政府は全ての新聞に対し張作霖爆殺事件記事の掲載を禁じる措置を執ったため、政府は事件を国民に隠そうとしている」と内外からの批判を受けることになった⁽⁵⁾、「このとき田中内閣の検閲は関東州に限られ発令され、内地は何等掣肘を受けていない」⁽⁶⁾など、その見解は一定していないまでも、いずれにせよこの事件において、政府によって検閲がなされたという事実については否定していない。

しかし当該期における検閲当局の実情を踏まえるならば、これらの記述はいずれもある程度正しく、そしてある程度間違っている⁽⁷⁾。

それは、昭和初期におけるメディア統制と実体は、中園裕氏のいうように「言論の自由が保障されていなかった戦前期とはいえ、その取締状況には時代の趨勢によって相応の差がある」⁽⁸⁾故であり、従って、この事件における新聞メディアと検閲に関する動向の捉え方としては、これまでの画一的な言論弾圧という見方に依拠した評価では、限界があると言わねばならない。

詳しくは後述するが、問題のある出版物及び新聞がいわゆる「発禁」と称される発売頒布禁止に至るまでには様々な段階を経ねばならず、少なくとも当該期においては、一口に検閲と言っても、検閲当局の強圧的かつ一方的な意志の發動によって乱用されるようなものでは無かったのである。

そして張作霖爆殺事件においてもまた、事件勃発段階から一応の解決をみる段階に至るまで、當時制限が課せられてはいなかつた。当該期における検閲当局は、検閲の対象を国内治安問題を重点として位置づけており、当局は決して事件について初期段階から、特別な検閲対象

として関心を持っていなかつたのである。

それがある時期から、報道機関に当局から事件を報道することについて「一定の制限」が課せられるのである。つまり、この事件を考察する際には、制限を課せられるにいたるまでの変化の過程を捉えることにこそ、より重要な意味がある。

また同様に、「満州某重大事件」という呼称についても、新聞においては事件初期段階には一切この呼称は用いられておらず、事件勃発から半年あまりの段階に至り、はじめて紙面に登場する呼称であった。この半年という時間差が意味するところは非常に大きい。それは、「張作霖爆殺事件」が「満州某重大事件」となる為の、その過程の期間であったからだ。つまり、「満州某重大事件」という呼称は、言論統制の結果「やむを得ず」生まれた呼称では決してなかつたのだが、しかしこの時間差については軽視されていたため、この2つの呼称を巡る点については、これまで問題とされることはあるのである。

つまり、これまでの既存研究は、この事件において当局の統制が徹頭徹尾、同一の運用であったとして捉えていたところに、大きな問題があったといえよう。

これらのことから、張作霖爆殺事件とマスメディア、検閲当局との関係を分析する際に、次のような問い合わせを設定することができる。すなわち張作霖爆殺事件勃発から、その一応の解決を見るまでの約1年余の間、新聞側はその初期段階から果たして厳重な統制にさらされていたのか否か、そして、満州某重大事件は、本当に政府や軍からの圧力によって生まれた名称であったのかという問い合わせである。それは、昭和前半期のこの時代が既に、本当に満州某重大事件とのみ称され、国民には一切真相が伝わることがなかつたという「事実」に総称されるような「暗闇の時代」であったのか、という問い合わせもある。従って、昭和初期という時代が「歴史」となりつつある今こそ、その実相を改めて認識することが必要なのである。それは人々の生活実感と

しばしば遊離しがちな国家レベルの動向と、実社会との連動性がいかなるものだったのかを問うことによって、ひとつの答えが導き出せよう。

以上の問題意識に立ち、本稿は、背景として昭和初期における検閲の実情とその運用過程について考察し、それを踏まえたうえで、当該期における検閲をはじめとする言論統制と新聞メディアの実情を、当局側の資料及び、当時の新聞を用い、張作霖爆殺事件について、いかなる記事が報道されていたかを検証することで、昭和初期における報道と検閲におけるその実情を把握することを試みるものである。

2 言論統制と新聞メディア

1) 準拠法規と運用

検閲における準拠法規として挙げられるのは、一般図書出版物を扱う出版法(明治 26 年法律第 15 号)、新聞に関しては新聞紙法(明治 42 年法律第 41 号)である。

一般出版物と新聞は、それぞれその準拠法規を別にしており、このうち、出版法において、出版に際し、内務省に届け(第 3 条)、当該官庁の許可を得たり(18 条)、また内務大臣によって販売頒布を禁止(19 条)することが定められていた。また、新聞紙法第 23 条では「内務大臣は新聞紙掲載の事項に関して、安寧秩序を紊乱し、又は風俗を害するものと認めたるときはその発売及び頒布を禁止し、必要においてはこれを差し押さえることができる」と規定している。また、新聞紙法第 24 条第 1 項により、外国発行の新聞紙について、国内における発売頒布を禁止することができ、さらに同条 2 項において、将来的に日本国内に輸入を禁止することができた。

さらに第 19 条及び第 26 条において、検事は予審中、または捜査中の被告事件につき、また外務大臣・陸海軍大臣は勅令に基づき軍事・外交に関し、記事の掲載禁止または制限の権限を有していたが、実際に発売頒布の禁止処分を行うことは出来なかった。それはこれら所管大臣

はその執行機関を持たないためであり、実際には内務省に要請し、内務大臣がそのその要請に基づいて、実務と執行を担当することになっていたのである。

この出版警察に関する事務は、内務省警保局図書課において行われ、一般書籍及び新聞紙の検閲は、統一的にここで取り扱われるようになっていた。

一般出版物は、出版法の規定により、3 日前までに当局に納本し検閲を受けることが義務づけられていた。これはその 3 日という時間が、当局側が「綿密」に検閲を行うために必要な時間であったためである。そして当局の検閲を通過して後、はじめて発売が可能となっていた。

一方、新聞は一般出版物と異なり発行と同時に納本を義務づけられていたが、それは新聞が、特に日刊紙であればなおさら、一般出版物のような事前納本措置を執ることが出来ず、しかもその頒布性の広さからも処置が寸刻を争う必要があったため、出版物とは異なった処置を施す必要があったのである。

従って、新聞紙においては、法律に則った発売頒布禁止命令の前段階として、正規の法律によらぬ規定として、記事差止命令といった命令が存在し運用されていたのである。

この差止命令とは内務省の「差止」と称され、ある事項が新聞紙に掲載されるにおいては、発売頒布を禁止すべき事が予想される場合、予めその事項を関係者に知らしめ、これを掲載しないよう注意を促すものであった。

記事の差止には、「新聞紙に掲載さるるに於ては発売頒布禁止となること予め明瞭なる事項に付き、発売頒布を少なからしめ當業者に不足の損害を蒙られしめざる為内務大臣に於いて便宜処分として行」⁽⁹⁾ われるもので、新聞紙においては安寧禁止処分を受けた場合、殆ど差止となった記事を掲載した場合であった。

実際に検閲を担当していた生悦住求馬によれば、

本来記事として現れたならば予告の有無に

拘らず当然新聞紙法第23条に依り禁止すべき事項を事前に通知をして、発行者に対しては蒙らせしめず、国家としては安寧を害するような記事は初めから全然記事として現れない様に予防する出版警察上の便宜手段である⁽¹⁰⁾。

と定義されており、出版警察制度を運用するうえで成立した、いわば「慣例」的措置であり、本来ならば新聞に対しても一般出版物のような検閲を行う必要のあった当局が、それが出来ないために便宜的に生みだされた制度であったといえる。

そしてそれは、元来無警告の発売頒布禁止処分により関係者の蒙る損害を防止しようという配慮から生まれたこの差止命令が、結果として「出版警察上最も重要な道具の一つ」となり、「最も典型的な検閲を構成」し、新聞社側にとっては有効な言論統制の手段として機能していたのである。

2) 検閲基準

新聞紙法、出版法に「安寧秩序を乱し、風俗を害する」ものを処分対象とすることは先に挙げたとおりである。この項目自体は非常におおまかに規定であったため、検閲担当官の解釈に依るところが大きいとされ、この点が批判を受ける最も大きな理由であった。

しかしながら、実情としては、これら検閲官の恣意を避けるべく、検閲を行うにあたっては詳細な執務内規が定められており、発禁処分は極めて慎重に取り扱われて、軽率な処分は許されなかつたとも言われている⁽¹¹⁾。

この執務内規とは、安寧秩序を紊す場合と、風俗を害する場合を、それぞれ一般的規定と特別規定に分け、それぞれ具体的な項目を掲げて検閲基準を定めていた。そのうち安寧秩序を紊すものの一般的規定として、当該期には次のような項目が列記されていた⁽¹²⁾。

(1) 皇室の尊厳を冒涭する事項

- (2) 君主制を否認する事項
- (3) 共産主義、無政府主義等の理論及び戦略 戦術を宣伝し、若しくはその運動の実行を扇動し、またはこの種の革命団体を支持する事項
- (4) 法律、裁判等国家権力作用の階級制を高調し、その他著しくこれを曲折する事項
- (5) テロ、直接行動、大衆暴動を扇動する事項
- (6) 植民地の独立運動を扇動する事項
- (7) 非合法的に議会制度を否認する事項
- (8) 国家存立の基礎を動搖せしむる事項
- (9) 外国の君主、大統領または帝国に派遣せられたる外国使節の名誉を毀損し、これがため国交上重大なる支障を來す事項
- (10) 軍事上外交上重大なる支障を來すべき事項
- (11) 犯罪を扇動もしくは庇護し、または犯罪人もしくは刑事被告人を賞恤救護する事項
- (12) 重大犯人の捜査上甚大なる支障を生じ、その不検挙により社会の不安を惹起するが如き事項
- (13) 財界を攪乱しその他著しく社会の不安を惹起するが如き事項
(風俗項目は略す)

この規定は、運用時期によって項目数及び内容に違いはあるものの、検閲担当官は、あくまでこれらの基準に則って検閲を行っていたのである。

また、重大事件の勃発等といった緊急事態に際しては、あらかじめ禁止される事項を関係者に通知し、その事項に抵触する記事の掲載されることのないようにになっていた。

さらに中央の管轄を離れる地方新聞に関しては、各道府県庁の地方警察検閲課が中央から通達される規定に沿って検閲を行い、問題のある点だけ本省に照会し、その都度指示を仰いでその判断がされていた。

3) 記事差止

さて、実際に記事の差し止めの要請がある省から持ち込まれると、その差し止めが実際に必要なものかどうか、すなわち事柄自体が真に秘密なものか、あるいは何らかの形で明らかにされていないか、また既存の差止と重複していないかなどの実質的な審査を行った。

一般に要請官庁の考え方として、安易に記事の差止を求める傾向にあったから、内務省はむしろこれをチェックする機能も果たしていた⁽¹³⁾。

これら各省の要請、または内務省当局が、記事差止、または掲載制限の必要を認めると、記事差止命令が通達される訳であるが、その場合、内容を暴露せず、しかも所期の目的を達するには、成文上の技術が必要となるため、多くは担当官を越え、係長たる事務官が直接執筆し、さらに上司の承認を得たうえで、差止命令が出されていたのである⁽¹⁴⁾。

この差止命令は、さらに次に挙げられる3段階にそれぞれ分かれている。

- 1 「示達」当該記事が掲載された場合、多くの場合禁止処分に附すもの。
- 2 「警告」当該記事が掲載されたときは、時の社会情勢と態様如何により、禁止処分に附することもあるやも計り難きもの。
- 3 「懇談」当該記事が掲載せらるるも禁止処分に付せずと雖も、新聞社の徳義に訴えて掲載しないよう希望するもの⁽¹⁵⁾。

この差止命令の発令数は、満州事変以前までの段階においては、時期によって差があるが、配分としては平均的であり、差止命令はいわば慎重に発令されていたことが窺える⁽¹⁶⁾。一般に、差止命令に関しては内務省が強圧的にそれを乱発したかのように見なされがちであるが、少なくとも当該期においては、当局はこれらの命令を状況に応じて使い分け、柔軟に命令を下していたのである⁽¹⁷⁾。

一方、これら差止命令が適用される記事は、

当時の社会情勢によって必要と認められる事項につきなされるものであるため、大体において次に挙げる事項に属することが多いとしている。

- (一) 皇室に関する事項
- (二) 重大犯人の捜査上著しき支障を生じ、その不檢挙によって社会の不安を惹起する虞ある事項
- (三) 財界攪乱の虞ある事項
- (四) 軍事又は外交上重大なる支障を来たす虞ある事項
- (五) 社会の不安を惹起して治安維持上重大なる影響を及ぼす虞ある事項⁽¹⁸⁾

なお、実際に禁止処分をするにあたっては、「業者の便宜も考え、出来る限り具体的に検閲方針を指示し、かつ記事差し止めの必要な地域に限定すること」⁽¹⁹⁾としており、運用に際しては、慎重な配慮が計られていたこともわかる。

いずれにせよ、これらの規定はいずれも本来ならば法的な根拠を持たない便宜的な運用規定にすぎなかつたものだが、この命令を無視することは、そのまま本来の準拠法による発売頒布禁止にそのまま直結するおそれがあるため、この通達が出されると、新聞社はそれに抵触しないよう「自粛」して記事を掲載していたのである。

また、これらの内規は出版警察当局の極秘事項であり、あくまで関係各局に限られて通達されたものであり、決して新聞社に直接通知したわけではなかった。つまり新聞社は、当局の検閲基準をそれぞれ「推測」して記事を書いていたのである。それはこの規定を通達すれば、新聞社はその基準に接触しないように「配慮」した記事を書くことができるからである。従って、新聞社側は発売頒布禁止によって生じる損害を避けるべく、当局とも密接な連絡をとりつつ、さらに検閲部署をおいて、事前に社内において慎重に検査を行っていたのである⁽²⁰⁾。

つまり、その基準に触れずにぎりぎりの内容

の記事を掲載するのは、各新聞社の検閲担当の「経験」によるところが大きかったのである。

そして新聞社・通信社と当局との連絡体制がさらに整備されるに従い、より完成度の高い統制体制が構築されていくことになるのである⁽²¹⁾。

それは、新聞社や出版社はこうした掲載禁止、差止に抵触しないように、あらかじめ納本以前の段階において「革命」「共産主義」などの言葉は伏せ字として「○○」、「＊＊＊＊」と表記し直す手段をとっていたが、この伏せ字は検閲が厳重に行われるようになるにつれ一気に増大し、特に社会科学分野の場合、何行にも渡って伏せ字だらけの文章が氾濫するようになっていく。

いずれにせよ、日々刊行される新聞はおびただしいものがあったが、差止命令が有効に機能していた結果、実際に発禁処分に附されるものは極めて少數であった。とくに日刊紙に関しては、左翼系新聞を除いては、その例は極めて少なかった。

また、記事差し止め事項や検閲基準は常に更新され、内務省警保局からその運用の円滑化を期すため、「出版警察報」「出版警察資料」を刊行し、検閲取り締まりの具体的な事項を掲載解説し、取締にあたる係員の資料として、当局はその取締に誤りなきを期していたのである。

4) 当該期における検閲の実情

1928年は、本稿の主題である張作霖爆殺事件の他にも、3月には共産党事件、そして総選挙、治安維持法の「改正」問題があり、対外的には山東出兵と济南事件があり、さらに慶事として、11月には昭和天皇の即位の大礼といった、様々な「事件」があった年であった。

そして同年10月時点で、当局が監視対象として挙げていたものが、社会問題、労働問題に関するものであった⁽²²⁾。また、宣伝印刷物について前年に比べ6倍の増加を見ているが、その増加理由として挙げているものが、総選挙、共産党事件、野田争議、治安維持法改正、山東出兵、

御大典の6項目であった。

また同様に、安寧秩序紊乱記事についても、共産党関係、無政府主義、無產階級及び労働問題といった記事が列挙されている。

実際、同年の取締状況をみると、新聞紙に関しては発売頒布が禁止された件数は328件で、うち安寧秩序紊乱の理由によるものは296件であり、これらの多くは同年3月の共産党大検挙関係によるものであった。

さらに「記事の内容不穏なるも未だ禁止処分の程度に達せぬもの」として、新聞468件があり、前年に比べ減少しているが、これらの減少著しい理由として、「注意の実際上における効果の頗る微弱なる従来の実績から効果が疑わしいため、あえて行わなかつたための減少」⁽²³⁾であつて、自然減によるものではないとしている。

また、外国発行の新聞紙における国内の発売頒布禁止状況をみると、3件(朝鮮2、上海1)が該当し、これらは独立運動ないしは共産党系の論調であるがゆえに課されたものであった。

これらを見る限り、10月の段階において張作霖爆殺事件は、当局における禁止処分項目として、それ程注目されていなかつたことがわかる。

この状況が一変するのが、同年末から翌1929年以降においてである。その理由については後述するとして、いずれにせよ、この事件においてこれまでいわれているような、事件勃発「当初」から報道機関は言論統制にさらされていたという事実は、少なくとも内務省側の記録を見る限りは無かつたことになる。では、現在において、そのように言われるようになった理由は何によるものであったのか。そのため、次章において、張作霖爆殺事件勃発以後から、実際に統制が課されるまでの事件関連の新聞記事を検証し、当該期における記事が実際には如何なるものであったのかを、具体的に明らかにしていく。

3 張作霖爆殺事件における報道と検閲の実情

1) 事件を巡る新聞報道

6月4日、張作霖爆殺事件勃発に際し、東京朝日新聞は5日、列車の凄惨な状況を撮影した写真付きで号外を出し、さらに同日付の東京朝日新聞夕刊において「張氏の列車爆破さる」⁽²⁴⁾、「南軍便衣隊の所業か」、「怪しき支那人捕わる」などといった見出しを掲げ、大々的に報じている。これらの記事は、事件現場から犯人と見られる支那人を発見し射殺し、その懷中から命令書と見られる書簡と爆破装置、爆薬等を発見したという関東軍の公式発表を踏襲した内容であった。また5日朝刊には、陸軍省が「我警備隊には全然責任なし」⁽²⁵⁾という声明が掲載されているが、これは当時の事件現場は、奉天側の要請で京奉線区域の警備は奉天軍に委ねていたため、奉天側に警備責任があるということの表明を意味していた。

また一方で、「単なる手爆弾ではなくその破壊力偉大な所は到底投げつけた爆弾のおよぶところでない」⁽²⁶⁾という事件現場状況を伝えた記事もある。それは翌6日朝刊に掲載された、日支共同の事件調査における中国側の意見として、「この爆発は、とうてい個人で用いるような小型爆弾で起きるようなものではなく、大型の爆弾と装置が必要で、であればこと便衣隊にそのような大がかりな犯行は不可能」⁽²⁷⁾、という中国側の意見が記されている。前日の記事は、中国側の見解とある意味で符合する内容であり、日本軍の公式発表とは異なる内容であった。

一方、6日夕刊において「日本軍に対する誤解なほ静まらず」という記事を掲載しており、これによると「四日朝の事件に関し支那側において警備中の日本軍がこれをなしたとの説を流布したるもの」があったことを伝えている⁽²⁸⁾。

以上、事件直後の新聞記事を追っていくと、事件直後から少なくとも数日の間は、張作霖の安否や、事件の犯人逮捕といった記事が紙面を踊っている。

一方、関東軍から陸軍中央部に対して、検閲の励行を求める電報が届くなどの動きがあるが、基本的に陸軍中央部は事件に対し表だった動きは見せていない⁽²⁹⁾。

そして事件発生から一週間余りを過ぎた6月半ば頃から、治安維持法の「改悪」問題や、張作霖の後継者は誰か、というような話題に紙面は移り、事件についての報道は次第に姿を消していく。

そして、やや唐突な形で事件に直接関係する記事が再び現れたのが、8月16日付の朝日新聞朝刊である。そのなかで「日本の満州政策に無遠慮な批判」「時節柄反響を+起しそうなシンプソン氏の所論」という見出しで、英人ブトナム・ウィール（シンプソン）による談話を紹介している。そのなかに「外国方面の調べによれば明に日本のある団体の行為であって陸軍がこれに便宜を与へたものである」と明確にかかれており、この無遠慮な通信は相当反響をもたらすであろうとしている。このシンプソン氏の紹介に際し、排日記者として定評のある、などとわざわざ但し書きをついているが、その程度の配慮は当然のものであったろう。

この時期は、田中外相宛に芳沢北京公使からの報告の中で「十六日ノ『リーダー』ハ日本秘密結社カ日本陸軍ノ帮助ノ下ニ張作霖ヲ暗殺セリ」⁽³⁰⁾、さらに矢田上海総領事からも「ウイークリ・レビュー」などで、張作霖爆殺事件について日本軍人関与の報道がされている⁽³¹⁾、といった報告がなされている時期とほぼ重なる。

では、実際に当該期において、海外雑誌及び新聞に対し、当局がどのように対応していたかといえば、このとき輸入禁止及び発禁頒布処分対象として当局が挙げている海外紙は、前掲のように、これらの海外紙はいずれも当局の処分対象となっていない。

検閲当局が、もしこの事件を検閲対象として重要視しているとするならば、外務省で問題として報告されたような、しかも名前も明らかになっている雑誌・新聞に対して、全く処分をなさなかったというのは、いささか以外に思える。

もちろん、外務省側が内務省に対して、発売頒布の禁止要請を行った可能性は否定できないが、膨大に発行される雑誌・新聞の全てに当局の目を届かせるのは事実上困難であったろうし、単純に見落としてしまった可能性もある。つまりは内務省側の手落ちであった、ということになるのかもしれない。

ただいざれにせよ、これらの事実は、この事件の「真相」を知ろうと思えば、外国からの報道などから、事実を知ることは決して不可能ではなかったという事実の表れであろう⁽³²⁾。もちろん、外国からの新聞や雑誌を実際に入手しかつ読むことのできる人間は相当限られたものであつたろうし、その影響もごく限定的なものであつたろうとは思われるが、しかし、以上のことから、事件の秘匿という観点からいうなら、検閲が仮になされていたとしても、その実効という点からは、はなはだ怪しいといわねばならない。

このときの、国内紙と海外紙における事件に関する報道をそれぞれ比較した場合、国内と海外のものでは、一つだけ大きな違いが発見できる。

それは、事件の犯人について言及するかしないか、つまり日本軍人の犯行であったという部分について述べるかどうか、という点であるが、海外紙にはそのような制約が元々無いため、容易にその「禁忌」を踏み越え、日本軍人による犯行を指摘しているのである。

しかし日本国内の報道側においても、先述の記事にあるように、あくまで否定的な論調においてであれば検閲を通過し、記事は掲載されていたのである。

いざれにせよ、以上のことから、当時の状況において、公式発表と異なる意見を、ある程度の広さをもって知り得る状況にあったことは間違いない、そしてそれは新聞人もまた全く知ることが出来なかつたということは恐らくあり得なかつたと言つてよい。

つまり、このときの記事は、そうした外国側の報道が日本人関与の報道を開始した時期に合

わせるように、日本側の新聞もわずかであるが報道を行っていたという事実の、一つの表れとして注目できる。

しかし、こうした報道はごく単発的なもので、9月以降は再び、事件関係の記事は紙面から姿を消していく。

一方、このころの政府側および陸軍側の動向としては、正確な時期は判然としないが、9月初めに、白川陸相が憲兵司令官峰幸松中将へ、事件調査を「密命」し、また田中首相兼外相の提起により、9月22日に張作霖爆殺事件調査委員会（非公式）が外務省・内務省・陸軍省の三省合同で設立されている。そして10月23日の第二回事件調査委員会において、藤岡関東庁警務局長の取り調べ結果が提出され、その内容は明らかに河本の犯行を裏付けるものであった。また、峰憲兵司令官からの事件調査報告もまた、河本の犯罪を裏付ける内容であった。

従つて、政府側からみたならば、この段階では既に問題は真相の糾明から、実行犯である河本をいかに処分するか、つまり事件を公表し軍法会議に処するか、あるいは事件を隠蔽する、いわば不問に付すか、という部分に移っているのである。

陸軍および与党、内閣は事件の公表に反対であったが、元老西園寺公望らいわゆる宮中側近は事件の公表と軍法会議による厳重な処分という立場であった。

西園寺に「触発」された田中首相は閣僚の反対意見を押し切るかたちで、1928年12月24日、田中首相は宮中に参内し、「作霖横死事件には遺憾ながら帝国軍人関係せるものあるものの如く、目下鋭意調査中なるを以て若し事実なりせば法に照らして厳然たる処分を行うべく、詳細は調査終了次第陸相より奏上する」⁽³³⁾と天皇に上奏した。このときの天皇の言葉は伝わっていないため不明である。

そして25日には各閣僚を個別に、26日の閣議において総理大臣として決意を告げ併せて意見を徵した結果、白川陸相は正式に調査を了承し、28日の閣議で、「軍法会議云々の議を取り消

して単に正式調査を進めてさらに閣議に付すべし」⁽³⁴⁾との申し合わせがなされている。このときの申し合わせが、恐らく事件の記事差止に対して大きな影響を及ぼすことになるのだが、このように政府側の立場にたつ限り、この時期に事件を巡っての事態は大きな進展を見せていた。しかし、これらの動向は全くといって良いほど紙面には表れていない。しかし、政府側及び陸軍側における急速な事態の進展と反比例するように、事件に関する記事が姿を見せなくなるのは、単なる偶然とみるべきであろうか。

そして、この問題が再び新聞を賑わせるようになるのは、事件からほぼ半年余りを経過した年末の段階においてであった。

以上のことから、張作霖事件に関する新聞報道がなされたのは、大きく3期に分類することができる。①事件直後から1週間前後、②事件に関する外国報道が流布し始めた時期、③年末の議会開催時、の3期である。まず、これまでには①期に、事件の真相を「匂わせる」報道がされていたという説が一般的であったが、実際紙面を見る限り「匂わせ」ている記事がそれ程ある様に思われない。仮に現地の特派員らが、その意志を内包しての記事であったとしても、事件そのものの報道が1週間前後で断絶し、②の時期との連続性が見られない。②期は、外国からの報道を受けて、事件の「真相」を知った事による報道と見る方が自然であろう。そして③期に至り、はじめて事件は政府によって報道規制にされ、さらに報道内容もこれまでと大きく変質していく。それはこのとき、新聞は野党民政党的攻撃姿勢を「暴露戦術」と報じ、そのなかで事件も再び記事として大きく取り上げられたのであるが、しかしその実情は、①期とも②期とも全く異なった、「満州某重大事件」という「政争の具」に変質したものになっていたのである。

2) 野党の「暴露戦術」と記事差止命令

12月21日朝刊に、民政党的永井柳太郎が予算内示会の場で田中首相に5項目の質問を行

い、その(三)において、「外国人中張作霖氏の横死をもって日本人の陰謀なりと公言憚らざるもの多し」とのべ、なぜ政府は真相を調査し発表し日本の名譽を維持しないかと首相に詰め寄っている。

この議論は、このすぐ後に開かれる国会でも大いに議論的となることが予想された。東京朝日新聞は12月25日朝刊で、「…張作霖横死事件に関する民政党的調査せる事実の真相を始め…幾多の事実を遠慮なく質問して、いわゆる暴露戦術を断交して政府の急所を突く」と大きく取り上げている。連日書き立てていた。

そのようななか、田中は閣僚の反対を押し切って、12月24日、天皇に上奏を行っているが、これも東京朝日新聞12月26日朝刊に、「張作霖横死事件に関する調査の内容を奏上」し、それを受けての閣議が行われたことを報じている。内容までは記されていないが、このときの閣議で、白川陸相は正式に事件調査を行うことが決定されている。

実際にはすでに事件の調査結果は調査委員会その他により明らかになっており、調査を行う云々というのは国会答弁上の詭弁であり、茶番ともいえるが、それは事実を知る我々後世の立場からの意見であろう。しかし、追求する立場の民政党も事件の事実関係をほぼつかんであり、その上で議論である以上、もはや問題は真相の究明ではなく、倒閣行動に移っていたのである。

そしてこれらの動きとほぼ時を同じくして、新聞社側に対し、ひとつの命令が下される。それが、12月27日に通達された記事差止命令であった。

その通牒は以下のようなものであった。

九、張作霖の爆死と本邦人との間に何等かの関係あるか如く瑞摩せる事項を記載すべからざるの件

昭和三年一二月二七日通牒

近時満州に於ける某重大事件等の表題下に

先般の張作霖の死亡と帝国人民との間に何らかの関係あるが如く揣摩せる記事を往々新聞紙に散見せらる處なるがかかる流言浮説を新聞紙上に喧伝せらるるに於ては日支国交上重大なる支障を生むるの虞あり延ては帝国の利益を害すること尠からざるものあるに依り此の際此の種の流言浮説を新聞紙に掲載せざる様懇談相成度

各廳府県へ東京府を除く（懇談）⁽³⁵⁾

これに見られるように、「張作霖の死亡と帝国人民との間に何らかの関係ある」かのような内容の記事を掲載することは出来なくなつたのである。

問題は、この差止命令がなぜこの段階で出されたかであるが、恐らくは田中首相の上奏によって、事件の正式調査が閣議で決定するに至った点が注目できよう。事件の調査を行わざるを得なくなった状況に陥ったため、調査に対する報道に規制をかけるという目的で、この差止命令が出されたという事が考えられるのである。

従って、この事件に関する当局の報道規制は、從来言われているような陸軍の圧力によるものというよりは、あくまで政府側の都合によって出された命令であるという解釈が妥当であるように思われる。

もちろん、この命令は事件の隠蔽を意図して出されたものであることそれ自体は間違いないが、しかしながら、隠蔽しようと思うならもっと早い段階で規制をかけることもできるのに、あえてそれを行わなかった理由は、その必要がなかったから、と考えるのが最も妥当ではないだろうか。この12月末の段階で、事件の真相が暴露されることを最も恐れるのは、陸軍よりも政府側であった。もちろん陸軍にとっても真相が公表される打撃は決して小さなものではなかったであろうが、この事実が暴露されれば当然、民政党はその事実を捉えて倒閣行動にすることは容易に予想されたであろうし、その結果、内閣は総辞職するより道がなくなってしまうの

である。

結果からいえば、民政党も、すでに事件の真相を知り得ていながら陸軍との関係悪化を回避するため、そのような「暴露戦術」を行わなかつた。その意味で、暴露戦術とは倒閣を目的とした一種の揺さぶりであったのだが、田中はそれに見事に揺さぶられてしまったのであるともいえよう。そもそも田中内閣においては、前年度の選挙の際、大いに記事差止命令を活用した前歴もあり、命令を行使することに今更ためらいがあったとは思われない。もっとも、この状況もまた田中が事件調査を行うことを天皇に明言してしまったから起つた事態であり、従ってこの上奏がなければ、案外この差止命令は出されなかつた可能性もある。

いずれにせよ、陸軍が軍本体を防衛する為に事件を隠蔽しようとしたのか、あるいは、あくまで政府が自らを守ろうとして、内務省当局に命じて事件を隠蔽しようとしたのが、結果として軍がこの隠蔽によって一番得を得る事になったのか、この辺りの関係は未だあいまいなままであるが、少なくともこの命令を出すことによって一番利益を得るのは、軍よりむしろ政府の方であったのである。

しかし、この内務大臣の差止命令違反は、「差止示達乃至懇談の徹底せざる處起ることが多」⁽³⁶⁾ かったようで、昭和4年中、このときの差止命令に違反して禁止処分をうけた新聞は、表1にあるように全部で8件あった。そしてこの事実は、この時期には、事件の真相について薄々と感づいた記者らが複数いたことを示してくれる。それは、先の差止命令はあくまで日本人の関与について報じることを規制するものであり、従って記事が発禁対象とされるからには、それが日本人関与について触れたものでなくてはならないはずだからである。

なかでも「某重大事件の輪郭云々と題する記事」を掲載し、2月7日及び8日に渡つて処分を受けている中国評論は、事件に相当深く首を突っ込んでいたようで、幾度も禁止命令をうけている。もっとも同紙は、この件以外で

も折々に禁止処分を受けており、その意味では発禁の「常連」であったようだ。だが一面ではこのような地方新聞ですら、事件について発禁処分を受ける程度にまではつかみ得ていたという事実である。

いずれにせよ、この差止命令は適用日以前の記事については適用されることになっていたため⁽³⁷⁾、従ってこれらの新聞においては、差止命令が発せられる以前の段階で、既にある程度踏み込んだ記事が掲載されている可能性は高い。

そしてもう一つ挙げておくべきは、このとき発禁処分をうけた新聞がいずれも地方新聞であったことである。

地方新聞は大新聞に比べその企業的制約も少なく、そもそも購買層が限定されているため、論調も鮮明にし易い。従って、大新聞があえて書かなかつたことを記事にすることも大新聞に比べれば容易であった。

であるならば、このときの地方新聞が差止命令を無視する形で掲載した理由は何れにあったのか。一つには、命令を知りつつ何らかの理由で無視したのか、あるいは単純な「失態」の結果であったのか、現時点では判然としない。しかしながら、その理由を全て前者に帰結させてしまう事もまだ出来ない。それは、このとき処分対象となった新聞の中には、それまで幾度も安寧秩序項目に該当し処分を受けている「常連」に加え、それまで、風俗を害するものとして処分対象となることの多かった新聞も含まれているからである。

従って、これら処分対象となった新聞がいかなる論調の記事を掲載したことによって処分を受けたかが重要となるのだが、管見する限り、このとき処分を蒙った新聞はいずれも発見できず、現時点では不明のままである。これらについては別稿を設けて、あらたな検討課題としたい。

3) 張作霖爆殺事件と満州某重大事件

先述のように、張作霖爆殺事件について再び

新聞紙面を賑わすようになったのは、12月後半に入ってからのことである。

そしてそれは、この事件が満州某重大事件として新聞紙面を飾り始めた時期と、差止命令が出された時期と重なるのである。

それについて検討するため、まずこの事件を新聞がいかに呼称したか、という点について、その新聞紙上に現れた固有名詞を事件勃発の6月4日まで遡って追っていくと、まず初めて「張氏列車爆破事件」という呼称が『東京朝日新聞』6月11日朝刊において現れる。それまでは、特別な呼称はなく、「張作霖氏の列車爆破事件」「張作霖氏の遭難」など、様々に表記されている。張作霖の死が発表されて以後は「爆破事件」が「爆死事件」と変わるが、事件を直接扱った記事が見られなくなるに従い、これらもまた紙上から姿を消す。そして、12月25日夕刊に至り、小さく「満州の某重大事件」なる見出しの記事が現れる。これが、東京朝日新聞において、某重大事件という呼称がはじめて紙面に表れたものであると思われる。

しかし、翌25日朝刊では、「張作霖横死事件」と記してあるなど、事件の呼称は決して同じ新聞においてすら一定していない。

そして「満州某重大事件」という見出しが、はじめて紙面に大きく表れたのは、12月26日朝刊である。このころ新聞は、民政党がこの重大問題に関して暴露戦術に出ると、連日報道されており、そのさなかでの記事の見出しがあった。野党の「有力者」が談話の中で「某重大事件」と表現しており、それを新聞は拾って見出しに使用したのかもしれない。

しかし、その後も「某重大事件」、「横死事件」、「爆死事件」といった呼称はしばらく新聞において併用されており、差止命令が出されて以後も、必ずしも用語自体は統一されてはいないことがわかる。

そして翌年1月、第56帝国議会で民政党が「満州某重大事件」を巡って政府に激しく攻撃し、その一連の流れが報道されていく過程において「某重大事件」もまた紙面において幾度と

なく繰り返されていくなかで、呼称は次第に統一されていくのである。

以上のことから、満州某重大事件という呼称が定着したのは、ほぼこの時期であり、決して事件直後から言われてはいない、ということだけははっきりわかる。

また同時に、この呼称は、陸軍及び政府からの圧力を受けた新聞が、こういう言い方を余儀なくされたとされてため、これまでされていたが、紙面を追う限りにおいては、この呼称は、いわば新聞用語として広く使用され、結果としてその呼称が一般に定着していったものと見た方が適切であるように思われる。

その理由としては、出版警察側の史料から見た限り、このときの差止命令が、あくまで事件に日本人が関与することを禁止する、という命令であり、事件の呼称までを規定したものではなかったことに尽きる。

むしろ命令が、事件における呼称についてまで規定していたのなら話は簡単で、命令されていない呼称についてまでもが、結果として紙面において統一されていくに到るには、当局側でない、別の何者かの配慮が働いたからに他ならず、そしてそれは、新聞社側以外にはなし得ないことなのである。

もちろん、それには様々な理由が考えられよう。例えば、事件の呼称が統一されていなかった新聞側にとっては、この「某重大事件」とは、紙面において呼称を統一させることができるという、便宜性の側面もあるいはあったかもしれない。

また、命令の中で某重大事件という表記がなされていることから、新聞社側の方でこの表現を用いた方が安全と考え、率先して使用された可能性もある。

しかしながら、少なくとも大新聞においては、新聞社側のほうがむしろ率先してこの呼称を用いており、それは、事件の真相という観点を新聞社側からぼかしているかのように見えるのである。

その場合には、二つの可能性が考えられる。

一つには、当局の方針に自ら迎合した、と見る場合であり、そしてもう一つは、真相を報じることに新聞社側も反対、あるいはそれほど積極的でなかった、というものである。

このいずれにおいても、発禁処分を万が一蒙った場合の損害や、あるいは不買運動による部数の減少といった経営上の問題があったであろう。しかし同時に、日本の国益に反する、あるいは国（軍）の名誉に背くがごとき記事を、日本の新聞がその事実を積極的に暴露したいと、果たして全ての人間が考えたであろうか、という疑問についても考える余地があろう。

つまり、これまで全ての研究の立場は、新聞社側は必ず真相を追求したいという立場に立つことを前提とした考察であったが、事件をうやむやにしたい、という心理が、政府や陸軍だけでなく、新聞社側にも働いた結果、このような曖昧な名称が成立していった、と推測を進めることもあるいは出来よう。

それは、満州事変勃発後まもなく、新聞側の論調が侵略支持に転じてしまった事実があるからだ。このとき、陸軍や右翼による新聞社への圧力に加え、大規模な不買運動といった経営問題が発生したことに加え、さらに、新聞社側における愛国主義的な側面もまた存在していたのは事実なのである⁽³⁸⁾。事変勃発から僅か数年前のこの時期には、これらの心理的傾向が新聞社側に全くなかった、ということが何故いえようか、という問い合わせもある。

これらのさらなる論究もまた、筆者の今後の課題である。

4 おわりに

これまでみてきたように、張作霖爆殺事件における報道の実情を分析する場合、先述した、3つの時期区分に分類することが出来、この3期はそれぞれ報道における趣旨や目的が異なっていた。また検閲という観点で見るならば、①期及び②期においては、この事件において、当局の検閲はあくまで一般的基準の枠内で運用さ

れており、直接報道に制限が課せられたのは、12月27日の懇談命令が出た③期以後のことであった。そして「満州某重大事件」という呼称についても、政府発表や新聞報道のいずれにおいても、決して事件当初から「満州某重大事件」という呼称を一貫して使用していた訳でも、またそれを強制されていた訳ではないことがわかる。

そして満州某重大事件という呼称そのものが一般化した理由は、恐らくは新聞を発信源とする「新聞用語」の定着化であった事は先に挙げたとおりであるが、検閲の実情と合わせてこれらを踏まえると、事件における検閲の実像なるものがある程度明らかになってくる。

つまり、この事件において記事にすることを禁止されたのは、あくまで日本人の犯行であったという1点のみに過ぎず、少なくとも公式には事件は、南軍便衣隊による犯行とされているのであり、この事件の主犯をその線に沿って報道する限りにおいて、この事件をもって新聞が政府を批判攻撃することは（もちろん限度はあるが）全く問題なかったのである。だからこそ、当時の新聞は田中内閣批判の記事が連日多数埋まっていたのであり、民政党の「暴露戦術」をそのまま掲載することもできたのである。

たった一つの例外は、この事件を、便衣隊の犯行でないと疑った場合であるが、それについては、差止命令が出されて以後は検閲に引っかかるため、新聞側が掲載を「自粛」し、その流れで満州某重大事件という呼称も生まれていく。

つまり、満州某重大事件とは、決して事件そのものを当時の新聞が全く報じることができなかつた結果としての呼称では決してなかったのである。

もちろん、そのことは政府、そして陸軍側からの圧力が全くなかったということを決して意味しない。しかしながら、当該期においては、戦時期に見られるような言論統制手段としての検閲の運用がいまだ未成熟であった時期とも重なり、この事件でなくとも、国家の存立を危ぶ

まれるような項目、つまり皇室の否定ないし共産主義的な内容でない限り、徹底的な弾圧が与えられることも、検閲でがんじがらめにされるという事も通常は考えられない。

だが同時に、この昭和初期という時期は、いわゆる大正デモクラシーの流れを受け、出版に対する規制が幾分緩やかになった時期と、治安維持法の「改悪」、さらに特高警察の成立など、言論抑圧の法律や体制が整備されつつあった時代と並列していた時期であり、いわばこの事件は、これらの潮流の狭間に勃発した事件であったという点にも、同時に注目しなくてはならない。

果たしてこの事件が、昭和における言論抑圧の流れを一層押し進めるものとして働いたのか、その結論をいまだ筆者は出し得ていない。

しかしながら、新聞に対する圧力が満州事変を契機として陸軍側から一気に噴き出し、実力行使をするに到ったのは、出版統制において、内務省への要請に依拠せざるを得ない実情に留まることに陸軍が満足できなくなった結果であり、また検閲当局側も、これ以後は差止命令における懇談、警告命令を急速に減少させ、示達命令のみが通達されるようになり、文字通り新聞記事は制限されていくのである。それは一面では某重大事件を教訓とした、運用面での統制技術の向上であり、これらの連続性のもとにこの事件は存在しているからこそ、この事件は決して軽視されるべきものではないのである。

同時に、この僅か数年後における急激な検閲の強化を、当該期における張作霖爆殺事件と満州事変とを混同した認識のもとにたつ議論もまた誤りであるといわねばならない。

また、本稿において使用した新聞はその入手の困難さから、当時の大新聞である東京朝日新聞のみを対象とせざるを得なかったが、しかしこれらは、大新聞であればこそ、もっとも検閲に対する「配慮」がなされた新聞であるという一面も、先に述べた通りである。

大新聞は、差止命令が出されて以後、あえて処分を蒙ることがわかっている記事を掲載する

ような「失態」は容易に犯さないであろう。もし処分を蒙った場合の損害たるや、出版経費上の面からもそれは計り知れないものになろうし、販売上の観点から見た場合、果たして読者は、事件の真相を追求することを、つまり事件が日本人の犯行であったという事実を究明することを、本当に歓迎していたのであろうか、という疑問もある。部数拡大競争のさなか、企業的体質を高めつつあった当時の大新聞が、部数拡大の妨げとなる「可能性のある」記事を掲載することをあえて行う理由があったであろうか。

従ってこれら大新聞には、軍部からの圧力がもし無かったとしても、発禁対象となるような記事はもともと掲載しない「土壤」が出来上がっていたとすら言う事も出来るのである。その一方で、事件勃発当初から陸軍が怪しいと直感的に感じていた報道人、出版人らが多かったことは日記、証言等から広く知られているが⁽³⁹⁾、それらが結果として報道に反映されたとはいえない。従ってこれらの証言は、たとえ戦前に書かれたものであっても、いささか「あと知恵」のようにも感じるし、さらに穿った見方をするならば、責任を全て陸軍、そして政府の弾圧という理由のなかに押しやって逼塞しているかのようにすら感じてしまう。勿論、たとえ新聞人であろうとも家族や生活があり、その心情は我が身に置き換えてみても充分に理解できる。その意味でこの評価は、彼等にとってあるいは酷烈に過ぎるであろう。しかしながら、これらの証言が、事件における報道の実情の認識にバイアスがかかってしまった一面も同時に持っている事もまた、否定できない事実なのである。

従って、昭和初期という時代を理解する意味において、当時におけるマスコミ関係者を含めた一般的な民意の認識は、決して欠かすことの出来ない視点であろうし、であればこそ、今後は実際に処分を受けた新聞を用いての比較検討も必要となろう。以上、これらの課題を踏まえ、さらに本稿において提示した仮説の検証を含め、今後の新たな課題としたい。

<注>

- (1) 本論文の作成に当たり、出版警察に関しては中園裕氏（青森県文化観光部文化振興課県史編さんグループ）から有益な示唆を頂いた。また本論文は、横島公司「張作霖爆殺事件にみる天皇大權を巡る一考察——田中内閣期を中心に——」(2004年札幌大学大学院経済学研究科修士論文)を基に、加筆・修正を加えたものである。
- (2) 張作霖爆殺事件を扱った研究として主要なものを探ると、大江志乃夫『張作霖爆殺』(中公新書、1988年)、永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』(京都大学学術出版会、2003年)が挙げられる。また、斎藤良衛「張作霖の死」『会津短期大学学報』第5号(1955年)、臼井勝美「張作霖爆死の真相」『別冊知性 秘められた昭和史』(河出書房、1956年)、秦郁彦「オラが総理」を更迭した青年君主の「熟慮」『プレジデント』9月号(1985年9月)、栗屋憲太郎「張作霖爆殺と鳩山一郎の嘘」『東京裁判論』(大月書店、1989年)、HK取材班、臼井勝美『張学良の昭和史最後の証言』(角川書店、1991年)、伊香俊哉「昭和天皇・宮中グループの田中内閣倒閣運動」『歴史評論』No.496(1991年8月)、佐藤元英『昭和初期対中国政策の研究』(原書房、1992年)、中園裕「政党内閣期に於ける昭和天皇及び側近の政治的行動と役割——田中内閣期を中心に——」『日本史研究』382号(1994年6月)、立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望傳』第四巻(岩波書店、1996年)、「張作霖爆殺事件における関東軍上層部——『河本大作供述書』(1953年4月11日)を中心として——」『六甲台論集』第43巻第2号(1996年11月)、増田知子『天皇制と国家』(東大出版会、1999年)、ハーバート・ビックス、吉田裕監修、岡部牧夫・川島高峰訳『昭和天皇』(講談社、2002年)などがある。
- (3) 島田俊彦『関東軍——在満陸軍の独走』(中公新書、1965年)、72頁。
- (4) 岡田益吉『危ない昭和史』下巻(光人社、1981年)、77頁。
- (5) 原田熊男『西園寺公と政局』第一巻(岩波書店、1950年)、7頁。

- (6) 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記』下（原書房、1981年、〈昭和33年刊の複製、原本は高倉徹一編〉）、1032頁。
- (7) 前者については本稿の課題と直接関わるためここでは触れないが、後者については、外務省通達第570号において、関東庁及び奉天において、鉄道交渉に関する新聞記事の掲載禁止の通達がなされている。それによれば、10月18日付けの林総領事からの報告において、一度は「突如解禁」したが再び禁止することが難しいため、やむなく様子を見るとの報告がなされている。これを見る限りにおいては『田中義一伝記』の記載はある程度事実であったことがわかる。しかしながらこれらの通達はいずれも、鉄道交渉問題に関しての掲載禁止であり、張作霖爆死問題についての規制を示したものではない（アジア歴史資料センター林総領事発、田中外相宛。「外務省通達第650号」）。
- (8) 中園裕「戦前期検閲制度運用論」『メディア史研究』04、（メディア史研究会、1994年）、97頁。
- (9) 内務省警保局『出版警察関係資料集成』第2巻（不二出版、1988年）、158頁。
- (10) 前掲「戦前期検閲制度運用論」、84頁。
- (11) 大霞会『内務省史』第二巻（原書房、1980年）、757頁。
- (12) 内務省警保局『昭和六年中に於ける出版警察概観』（不二出版、1988年）10～13頁。しかし、これらの基準は、時期により変更が加えられており一定しない。時期を経るに従い項目が追加される傾向にあり、『内務省史』には、(14)戦争挑発の虞ある事項、(15)その他著しく治安を妨害する事項、の二項目が追加され、一五項目として記載されている。しかし当該機においては、大正期に出された内規を用いていることみられるが、ここではこれを記す。
- (13) 前掲『内務省史』第一巻、811頁。また、陸軍からの要請として、1928年9月29日に憲兵史令部より「出版物検閲に対する軍部の希望事項」が手渡されている。安寧秩序及び風俗にを紊すものとして、それぞれ4項目その他と附録として3例を添付したものである。要請時期が重なるため興味深いが、この中で対象とされているのは、共産主義者や軍隊忌避思想といった出版物を対象としてのものであり、事件に対する言及はない。さらにこの時期は、峰憲兵司令官が満州に出張している時期と重なる。つまり憲兵隊でもまだ真相を掴んでいる段階ではないことなどから考えて、この要請は、関東軍からなされた要請とはあくまで別個のものとして考えるべきであろう（憲兵司令部「出版物検閲ニ對スル軍部ノ希望事項」アジア歴史資料センター収蔵）。
- (14) この方法は新聞紙法制定以来とされていたが、満州事変勃発後は、とくに軍事・外交に関する差し止め要求事項が多くなってきたので、陸海軍及び外務省との間に定期的な連絡会議が開かれ、當時意志の疎通を図っていた（前掲『内務省史』第一巻、811頁）。
- (15) 前掲『昭和六年中に於ける出版警察概観』、18頁。
- (16) 前掲『戦前期検閲制度運用論』、88頁。
- (17) また一方で、新聞紙については、よく「注意」とか「厳重注意」とかの処置がとられていた。注意とは、「記事の内容不穏なるも未だ禁止処分の程度に達せぬもの」についてはその都度、「地方庁を通じて発行者に粉飾を加」るよう指導することである。これは、以後同じような事項を掲載してはいけないということであった。同様に出版物に対しても「次版削除」という方法が用いられていた。第一版で不適当な記事を発見し、なお発禁処分に到らない時は、次版からの掲載を禁ずる処置である（前掲『内務省史』第一巻、808頁、前掲『昭和三年十二月 出版警察概観』、42頁）。
- (18) 前掲『昭和六年中に於ける出版警察概観』、18～19頁。
- (19) 前掲書、19頁。
- (20) 新聞社は検閲課にそれぞれベテランを配置して、検閲を通過するよう気を配っていた。「朝日の編集局には査閲部があった。自主的に判断して事故を予防するところで、情報局の検閲関係とも日頃密接な連絡をとっていた」（熊倉正弥『言論統制下の記者』（朝日新聞社、1988）、38頁）。
- (21) 後には、記事差し止めまたは掲載制限が決まると、大新聞・通信社には即刻電話で連絡し、その他については、各都道府県を通じて示達した。そして記事差し止め・掲載制限事項の

- 趣旨を説明し、徹底を期すために、定期的に、また事柄によっては隨時、大新聞・通信社の整理部長の参考を求めて、説明会を開いていた。なお、警保局図書課とこれらの大新聞・通信社との間には直通電話があり、當時緊密な連絡が取られていた（前掲『内務省史』第一巻、812頁）。
- (22) 前掲『出版警察関係資料集成』第1巻、24頁。
- (23) 前掲書、42頁。
- (24) 朝日新聞社『CD-ROM 朝日新聞戦前紙面データベース—昭和元年～9年編—』（朝日新聞社、2001年）、6月5日夕刊。
- (25) 前掲、6月5日朝刊。
- (26) 前掲、6月5日夕刊。
- (27) 前掲、6月6日夕刊。
- (28) 前掲、6月6日夕刊。
- (29) 関東軍は、6月7日、斎藤參謀長の名で畠栄太郎陸軍次官（中将）宛の電報で、事件について報告している。この報告は三項目から成り、(1)関東軍は満鉄線上の警備を怠っていないかったこと、特に事件地点のクロス地点に関しては、奉天側の要請で京奉線区域の警備は奉天軍に委ねていたことを挙げ、(2)列車爆破には相当の分量の爆薬が使用されていること、爆薬は橋梁の下面に装置されたものであることを伝えている。これらは、事件翌日に行われた現場調査で明らかになったことを伝えたものであろうが、爆薬が橋梁下部に装置されていたことを強調することで、警備責任は中国側にあるということを伝え、責任を否定したものと受け取れる。問題なのは(3)で、「当地日本人側において張作霖をにくめる關係上日本人がやらせたるものならんなど、不謹慎なる言動を為す者あるが、この際、特に新聞の掲載記事は検閲を励行せらるるよう、その筋と交渉願いたし」という内容である。事件は日本人によるものという「不謹慎な言動」が現地にあることを伝え、これは先に挙げた新聞報道とも一致する内容である。そして政府に検閲を行うよう求めている（前掲『関東軍—在満陸軍の独走』、70、72頁）。
- (30) 外務省編纂『日本外交文書』昭和期I第一部第二巻（外務省、1990年）、186～188頁、190～192頁。
- (31) “China Weekly Review” 1928.6.16 [Who

Bombed Marshal Chang's Train?], “China Weekly Review” 1928.6.30 [Death of Marshal Chang and New Reports!].

- (32) 張作霖爆殺事件に関して、民政党は事件当日に現場を通りかかって同党代議士の松村謙三らによって、相当早い段階で浜口雄幸総裁に状況が報告されていた。さらに党でも調査団を派遣して独自の調査を行い、その調査結果や、かねてよりの英字新聞の報道などを総合した結果、政府側の調査報告が到着した頃には、既に民政党も事件の詳しい内容をもうほとんど知っていたというのが実状であった（前掲『田中義一伝記』下、1031頁）。
- (33) 前掲『田中義一伝記』下、1030頁。河合弥八『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河合弥八日記』第2巻（岩波書店、1993年）、221頁。このときの田中の上奏文は発見されていないため、資料によって文章に若干の差異はあるが、その上奏したとされる内容はいずれもほぼ同一で、陸軍軍人関与の可能性について言及したうえで、調査によって事件関与が明らかになった場合は、軍法会議によって処罰するという方針を明らかにしたものであった。
- (34) 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』1（みすず書房、1973年）、263頁。
- (35) 前掲『出版警察関係資料集成』第2巻、448頁。
- (36) 前掲書、167～168頁。
- (37) この点については、中園裕氏のご指導を戴いた。基本的に差止命令は状況に応じて発せられる種類の命令であり、予防的措置として発せられることがあったとしても、その段階では既に紙面に何らかの記事が掲載されていた可能性は高いと見るべきであろう。
- (38) この問題に関しては、後藤孝夫『辛亥革命から満州事変へ—大阪朝日新聞と近代中国—』（みすず書房、1987年）、池田一之『記者たちの満州事変 日本ジャーナリズムの転回点』（人間の科学社、2000年）が詳しい。
- (39) 例えば、当時中央公論に所属していた木佐木勝は、6月4日の日記に、「社内でも…犯人が南軍の便衣隊なのか、それとも日本側の陰謀なのか意見がまちまちであった。しかし、こういう場合にわれわれの嗅覚は、案外隠された事件の裏をかぎわけるのに敏感だ。どうやら当局の発表には、南軍便衣隊に責任をなす

りつけるような意図がちらついているように思われて仕方がない。現地からの続報が重ねて犯人を南軍の便衣隊と断定し、それを強調すればするほど、発表が眉つばものだという気がする」と記している。木佐木勝『木佐木日記』第三巻（現代史出版会、1975年）、166頁。

(あとがき)

本論文は、筆者が2004年3月、札幌大学大学院経済学研究科に提出した修士論文「張作霖爆殺事件にみる天皇大権を巡る一考察——田中内閣期を中心に——」の、主として第3章に加筆・修正を加えたものである。修士論文作成の際に桑原真人・石坂昭雄の両先生にご指導頂いた。また、論文作成のための史料収集・調査では、札幌大学図書館の渡部毅氏にお世話になった。改めてこれらの方々に厚くお礼申し上げたい。